

## 平成 20 年度第 3 回総合セキュリティ対策会議

(平成 20 年 10 月 29 日)

### 発言要旨

#### 1. 開会

【事務局より、第 3 回会議から参加することとなった委員を紹介】

#### 2. 前回発言要旨確認

(特段の質疑等なし)

#### 3. 児童ポルノの流通を防止するための取り組みについて

【委員から、児童ポルノ問題への対策と課題について発表】

検索エンジンによる対応は不適當とのことだが、検索エンジンで児童ポルノが表示されているという問題もあり、本来の目的を余り阻害しないような方法で対策をとるということまでが、何故不適當なのか。

発表者： ISP がブロッキングにより児童ポルノの流通を防止すれば、検索結果に現れてもアクセスできないので、検索エンジンで止めるのは全く意味がないと考えている。ただし、検索エンジンのキャッシュを消すことについては、何らかの対応が必要かと思う。

対策を行うために必要となる児童ポルノのデータベースを構築する主体は、現状では事業者になると思うが、何か動きがあるのか、あるいはお考えがあれば教えていただきたい。また、通信の秘密との関係はクリアできそうだというお話だが、もう少し詳しくご説明願いたい。

発表者： データベースの構築については、現時点では特に具体的な考えを持っていない。ただ、議論の場を設けて基準を作ることが不可欠だと思っている。また、その議論も透明性を確保しておかなければ、関係ないものがデータベースに含まれてしまうということにもなりかねないので、こういった組織とすることが良いのかということも含め検討が必要だと思っている。

通信の秘密については、通信のどの部分をどう見ていくのかということにもよるものと思っている。また、通信の秘密に、絶対的な価値があるわけではな

く、現在でも、正当業務や緊急避難ということにより、一定の範囲で通信の秘密の制約が認められている。また、通信の秘密の解釈指針が大分緩くなってきて助かっている部分もある。例えば、約款で明らかにしていれば、スパム対策のために一部通信内容を見た上で除外するものを選択することができるようになってきている。このように整理が徐々に進んできていると思っているので、通信の中のどこの部分をどう見るのか、どう説明していくのかということが整理できる段階に入っていると思っている。

子供にとって有害な情報が表示されないとの配慮から、あらかじめアダルトサイトなどの有害な情報が検索結果としてヒットしないようにフィルタリングをしていると聞いたことがある。今の説明では、現状ではそのようなことは全くなされていないというように感じたのだが、その辺の事実関係について教えていただきたい。また、「硫化水素ガス」というキーワードで検索したときに、自殺防止のためのサイトが検索結果の上位にヒットするように検索結果を操作されているという報道も聞いたことがある。

発表者： 画像検索のサービスは、初期設定では中程度のフィルタがかかっていて、過剰な性的な表現を含んでいるような画像は、自動的に表示されないようになっている。アメリカ系の検索サービスは、似たようなことをそれぞれやっているものと思っている。また、硫化水素の件については、検索をしたときに特定のキーワードが入力されると、検索結果とは別に、検索ページの一番上に自殺予防のサイトへのリンクが目立って出るようにしているものであって、検索結果の操作をしているものではない。

#### 【委員から、児童ポルノの流通抑止に向けてについて発表】

ある特定分野のフィルタリングのメリットと、それに対するデメリットのバランスについて、何か、具体化している方向性というものはあるのか。

発表者： 各国で通信に関する法律が大きく異なるが、ブロッキングを実施している国では、日本ほど通信の秘密との関係が問題にならないということがあると思う。利用の公平の観念が諸外国の通信の法制度にどれだけあるかは、私自身は承知していないが、事業者に一定の裁量があるのだろうと思う。メリット、デメリットの比較で言うと、特に新興国の場合には治安等が優先される、

国としての優先順位がかなり日本と異なる状況もあるのではないか。

「セーフサーチ機能」について、機械学習による自動解析を行っているということだが、どの程度まで信頼できるものなのか。機械が抽出した後は、やはり人間が関与するのか。

発表者： 人間がレーティングしたのから特徴を抽出し、その特徴を応用して機械的に処理をしている。自動検知できなかったものや、誤って検出してしまったものについては、お客様からのフィードバックを頂きながら、徐々に機械学習の技術を改善している。

【委員から、児童ポルノ等のコンテンツフィルタリングについて発表】

【委員から、プロバイダー業界における児童ポルノ流通に対する取り組みについて発表】

発表の最後で、最も有効な解決策は警察の捜査・摘発であるという説明だったが、やはり、警察の捜査だけでは解決しないので、業界として児童ポルノの流通防止措置をとることについて、さまざまな問題があることは理解したが、そこを何とかクリアして業界として何らかの対策を実施する方向で是非とも検討して頂きたい。

発表者： 今、ご指摘頂いた点や現状というのも十分承知しているつもりである。あくまでも業界として、今後安心ネットづくり促進協議会を通じて、関連の事業者だけではなく、幅広く国民を含めていろいろと検討していくような運動も必要であると考えており、業界としてもこうした中で取り組んでいきたい。

1つ目は、この取り組みはプロバイダー業界のみにおける取り組みで全部解決するのか。もしくはこの枠組みからはみ出るものがあり、実際そこが問題となりそうなのか。2つ目は、費用負担については、一応は内部的な対応で何とかできそうなものなのか。また、1点目と関係する内容であるが、一生懸命まじめに（児童ポルノ対策を）実施する事業者は商売がおろそかになるという問題は起こりそうなのか。

発表者： 通信業界には登録上は1万数千社ある中で、業界4団体を合計しても、事業者数は700くらいに過ぎない。しかし、業界の中の大手は全て参加しているので、業界4団体がカバーしている利用者数で見ると90%ははるかに超

えている。そうした中で、全体の取り組みにするにはどうしたらいいかということが問題であると思っている。そういった点が、総務省のインターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会でも議論が行われているが、安心ネットづくり促進協議会も、いわゆるプロバイダーだけではなく、関係者が全て参加して検討を進めて行くべきであると考えている。

また、費用負担の問題については、安心ネットづくり促進協議会は、賛同頂いた大手の事業者の方々にスポンサー的に参加いただくという枠組みで動いている。そういった意味において、費用負担の点はある程度期待している。

さらに、ご指摘のとおり、やはり一生懸命取り組んでいる事業者とそうでない事業者が、明確に判るようにすることが必要だと考えている。その辺についても今後、協議会の中で考慮していくべきと考えている。

今の安心ネット作り促進協議会の関係者の範囲については、ISPとフィルタリング事業者の他に具体的にどの事業者までを考えているのか。例えば、ハードウェアやソフトウェアのメーカ、コンテンツ事業者等も含まれるのか。

発表者： やはり、サイト管理者、掲示板管理者等まで広げるべきということで議論しているし、そもそも児童ポルノ等の発信者が一番問題であるので、インターネットに書き込みをする方々も対象として広げるのが適当であろうという方向の議論になっている。

協会の会員の中で、削除して訴訟をされたというケースがあるのか。また、何が有害であるかを通信事業者が決めてブロッキングをする場合の他のレイヤーに対する影響についてはどのように考えているのか。

発表者： 削除して訴訟されたケースはあると思うが、各事業者の話なので、現状では特段の情報収集はしておらず、報道された記事等の情報の範囲でしか承知していない。2点目のネットの中立性に関して、下位レイヤーの他のレイヤーに対する影響については、私の理解としては、基本的にはそれぞれのレイヤーが独立しているという方向性を保つというのが、議論の基本的なところであると思っている。

先ほどの、きちんと対処している事業者としていない事業者について、商売上も善し悪しが出てくるような形にしていくことには大賛成である。CSR (Corporate Social Responsibility) をきちんと実践しているところは、業績

も伸びていくべきで、私たちも協力したい。

ISPの方たちが今まさに鍵を握っているブロッキングに関しては、既にスウェーデン、イギリスなどのヨーロッパを中心に、効果が明確に出ている。法的な課題も多いとのことだが、まず、子供を保護し、被害を防ぐということが結果として出ているのだというところから考えてほしい。欧米に比べて遅れていると認識されているとのことなので、次は具体化に向けての問題解決の取り組みを是非ともお願いしたい。

発表者： できるだけその方向で取り組んでいきたい。この辺の問題は、今、時間的な猶予はほとんどないと認識している。

レイヤー間の透明性と公平性を尊重するということは、レイヤー間では何も干渉しないということとなり、最終的には、「児童ポルノの発信者と閲覧者が悪い。（事業者は）何が通信されているかわからないから通しました。」となるのではないかと。そうすると、下位レイヤーの人たちは、誰かが悪いと言ったものを止める以外はなくなる。その点についてどうお考えか。

発表者： ご指摘のとおり、透明性の担保と問題解決は、ある意味で相反する話になってくると思う。そのため、事業者間の透明性を確保すると同時に、問題に関しては連携を保つ必要があり、その辺の議論は今後とも続くものと理解している。

この場で議論したことが現実性をもってきている段階なので、もう一回足元を固めるための方策について議論する必要があると思う。一つには、先ほども話のあった「関係者の範囲」で、もう一つは、その「仕組みをコントロールする者」、その「改善に関わる者」とその「方法」についても併せて議論していくべき。具体的な制度設計をすべきだという議論をするのであれば、運用とか改善まで視野に入れた意見を言うべき。また、その根拠法を示せるということも必要だろう。欧米における取り組みに学ぶということは方法論的な経験に学ぶということであって、こうした取り組みについての正当性の根拠を与えるのは日本国民や関係者の意思決定だと思う。だから、そのところは通信事業者なり総務省なりの検討もあろうかと思うが、検討をきちっとすべきではないか。

今のご指摘は、非常に重要なところだと思う。ヨーロッパで、多くのブロッキングの事例が出ていることは事実だが、実際に義務化している国というのは

まだ非常に限られている現状にあり、運用実態にも相当にばらつきがある。また、ブロッキングに効果があるご指摘になられる方の発言は聞くが、具体的に、どれだけ流通が減ったのかといった統計的な情報は出てきていない。非常にセンシティブな部分を扱うので、事実に基づいて評価をしていく必要がある。

また、児童ポルノそのものをブロックすることは、表現の自由との兼ね合いからも、児童ポルノ自体が権利侵害情報であるから問題ないと思うが、別の表現をブロックしてしまうことについては懸念している。これは、ドメイン単位、IPアドレス単位でブロックする場合の問題もあるし、児童ポルノを多数投稿し通報することで、サービスを止めることが容易に可能になってしまうという問題もある。このように表現を規制する手段として活用されてしまうことに対しても、対応していく必要があると思う。

最後に、この会議で、ISPが合法的にブロッキング出来るように法的な整理について検討することは可能ではないかと思うが、その義務付けは極めて難しいと思う。昨年度のテーマであったファイル共有ソフト対策の際には、費用がかかるけれども、それによってトラフィック自体が減って釣り合うという試算をされる事業者もあったが、今回は対策をとることによって負担が軽くなることはなく、頑張っている事業者のみが不便になって費用もかかり、なかなか民間主導での取り組みが進まない可能性もある。今後、その点について検討が必要なのではないか。

DNSブロッキング、ポイズニングのご説明があったが、例えば「.jp」だとJPRS (Japan Registry Service) がDNSを管理している。JPRSの諮問委員会において、フィッシングサイト対策として外部のしかるべき組織からの依頼によりDNSから答えを返さないということを実施するという答申が出ている。「.jp」については例えばDNSでブロッキングが可能になるものと思う。各国の国別ドメインを管理するDNSで、同様の動きが重なっていけば、最終的に「.com」も同じようなことが行われていくのではないかと。

今日の議論では、ブロッキングについては、ある程度の効果はあるが、法的な問題等まだ詰めなければならないところがあることが分かった。また、フィルタリング及びブロッキングと検索結果の非表示を組み合わせながら児童ポル

ノをシャットアウトしていくという方向性は維持しているが、その具体化の方向というものについてはまだ御議論頂く部分があるかと思う。

#### 4．その他

【事務局から、インターネットカフェを利用した犯罪等を防止するための対策について報告】

#### 5．今後のスケジュール

【事務局から、平成 20 年度年間スケジュール等について説明】